

令和8年度(2026年度) 障害福祉サービス等 一覧表

柏崎市資料
6月1日現在

ホームヘルプサービスや施設サービス、自立訓練や就労移行支援などの訓練等給付等の障害福祉サービスは国の基準による全国共通の福祉サービスです。柏崎市では、以下の事業を行っています。(担当：障害相談係)

【障害者総合支援法のサービス】

－ 訪問系 －

※実施事業所は、今後変更されることがあります。

給付の種類	サービスの名称	内 容	柏崎刈羽地域実施事業所等
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事の介護や通院の介助等を行います。	ロングラン 元気館障害者デイサービスセンター SOMPO ケア柏崎松波訪問介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由(常に介護が必要)な人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。	ニチイケアセンター柏崎長浜 柏崎市社会福祉協議会(居宅介護のみ) ヘルパーステーションさわやか苑柏崎春日
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時必要な介助や外出時の移動中の介助等を行います。	ロングラン 元気館障害者デイサービスセンター
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に必要な介助を行います。	ロングラン 柏崎市社会福祉協議会 元気館障害者デイサービスセンター ニチイケアセンター柏崎長浜
	重度障害者等包括支援	重度の障害(常に介護が必要)のある人に、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	－

－ 日中活動系 －

給付の種類	サービスの名称	内 容	柏崎刈羽地域実施事業所等
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、日中、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。	新潟病院
	生活介護	常に介護が必要な人に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。	元気館障害者デイサービスセンター 松波の里 松風の里 さざなみ学園 たんぼぼ(新潟病院) みるく にしまの里 あるくすらいふ柏崎 ふらっぐ あると
	共生型生活介護		宅ろう所 太陽と月
	基準該当生活介護		なごみ荘
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間の入所により入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	松波の里 松風の里 さざなみ学園 Fステーション(ロングラン) 新潟病院(重症心身障害児・者)
	自立訓練(生活訓練)	障害のある人が地域で自立した日常生活を送れるよう、一定期間における生活能力の維持・向上のため必要な訓練を行います。	米山自在館 半田里庵こすもす
	共生型生活訓練		宅ろう所 太陽と月
	宿泊型自立訓練	障害のある人の地域生活への移行に向けて、一定期間に居住の場を提供し、家事等の日常生活能力向上のため必要な支援を行います。	米山自在館
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	こすもす作業所 夢工房 たいよう SOCIO センター	
就労継続支援	通常の事業所での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。また、A型は雇用契約により、最低賃金が保障されます。	こすもす作業所 半田里庵こすもす たいよう SOCIO センター 喫茶めぐ みるく ふらっぐ 夢工房 米山自在館 GRANBASE WithYou BeWithYou かしわハンズ たいよう SOCIO センター日吉 茨内地域生活支援センター あるくすらいふ柏崎	

	就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う環境変化により生じた生活面・就業面の課題に対応できるように企業や自宅の訪問、来所により必要な相談・調整を行います。	こすもす作業所 夢工房 たいよう SOCIO センター
--	--------	--	--------------------------------

－ 居住系 －

給付の種類	サービスの名称	内 容	柏崎刈羽地域実施事業所等
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護、その他の必要な日常生活の援助を行います。	松風の里 松波の里 さざなみ学園
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営む住居で、日常生活上必要となる相談、援助、食事、入浴及び排せつ等の介助等を行います。	たいようホーム あつとホーム よねやまホーム シオンよねやま 風 sun ホーム なぎさホーム 風の丘ホーム やまもとホーム ゆめホーム サウスヒルズ米山 ここ・はうす西港A棟・B棟 ここ・はうす大久保A棟・B棟

【児童福祉法のサービス】

－ 日中活動・訪問系 －

給付の種類	サービスの名称	内 容	柏崎刈羽地域実施事業所等
障害児通所給付	児童発達支援	就学前の児童に、日常生活の基本的な動作の習得や集団生活への参加のための療育支援活動などを行います。	柏崎市早期療育事業元気館 くるーる2 ブロッサムジュニア柏崎教室 発育広場 五合目 ----- たんぼぼ(新潟病院) ※重症心身障害児
	放課後等デイサービス	就学している障害児の放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。	くるーる くるーる2 くるーる3 さざなみ学園 発育広場 五合目 ブロッサムジュニア柏崎教室 ----- たんぼぼ(新潟病院) ※重症心身障害児
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	柏崎市早期療育事業元気館 発育広場 五合目

【サービス利用計画の作成】

－ 相談支援事業所 －

事業所名称	住 所	電話番号	計画相談		地域移行	地域定着
			者	児		
茨内地域生活支援センター	大字茨目字巻山1260番地1	22-1215	者	児	○	○
障がい児(者)生活支援センター ふくし・ぱーとなー	日吉町3番57号	21-8814	者	児	○	○
相談支援事業所みにころ	松波四丁目8番18号	41-6233	者	児	○	○
相談支援事業所ふらぼーと秋桜	半田一丁目2番33号	22-1118	者	児	○	○
柏崎市早期療育事業元気館	栄町18番26号(元気館)	20-4216	—	児	—	—
相談支援センター リンク	錦町5番20号	090-7130-603	者	児	—	—
発育広場 五合目	大字横山438番地5	090-3545-0768	者	児	—	—
相談支援事業所おうぎまち	扇町3番37号 (扇町介護保険事業センター内)	32-1008	者	児	—	—

【補装具費の支給制度】

障害の内容及び程度に応じ、事前の申請が認められると補装具の購入費または修理費が支給されます。実施事業者については、ご相談ください。(担当：障害福祉係)

【地域生活支援事業のサービス】

地域生活支援事業と呼ばれるサービスは、地域での生活を支えるため、市が主体となって取り組むさまざまな事業の総称です。柏崎市では、以下の事業を行っています。（担当：障害相談係、障害福祉係）

※実施事業所は、今後変更されることがあります。

地域生活支援事業のサービス	サービス内容	柏崎刈羽地域実施事業所等	受給者証及び表示方法	利用者負担
障害者相談支援	福祉サービスの利用や日常生活上の様々な相談等の支援を行います。	茨内地域生活支援センター ふくし・ぱーとなー 元気館障害者デイサービスセンター ふらぼーと秋桜	不要	無料
コミュニケーション支援				
手話通訳・要約筆記者派遣	聴覚障害のある方へ手話奉仕員や要約筆記者を派遣します。	手話：福祉保健部福祉課障害福祉係 要約筆記者：要約筆記サークル「山百合」	不要	無料※2
日常生活用具給付等	日常生活用具の購入費を助成します(障害の内容により品目の制限があります)。	※福祉課障害福祉係にご相談ください	不要	一部負担※3
移動支援	外出時にヘルパーが付添いや見守り支援を行います。	ロングラン 柏崎市社会福祉協議会 元気館障害者デイサービスセンター ニチイケアセンター柏崎長浜	必要(時間/月)	一部負担※3
地域活動支援センター				
Ⅱ型(障害者デイサービス)	交流や軽運動の場を提供し、入浴サービスを行います。	元気館障害者デイサービスセンター	必要(日/月※1)	一部負担※3
Ⅲ型(小規模作業所)	作業の場を提供し、生きがい作りや仲間との交流などを支援します。	柏崎市身障者福祉作業所 茨内地域生活支援センター GRANBASE	不要	無料
日中一時支援				
日中短期入所	入所施設等で日帰りの短期入所サービスを行います。	松波の里 松風の里 さざなみ学園	必要(日/月※1)	一部負担※3
学齢期障害児支援	高校生以下の児童・生徒の見守り等の支援を行います。	さざなみ学園 くるーる2 ブロッサムジュニア柏崎教室	必要(日/月※1)	
社会適応訓練	サービス事業所、空き店舗や団体等の活動場所等で、創作的活動、生産活動、地域との交流等の活動を行います。	たいようSOCIOセンター こすもす作業所 半田里庵こすもす かしわハンズ 米山自在館 たいようSOCIOセンター日吉 宅ろう所 太陽と月 あるくすらいふ柏崎	必要(日/月※1)	
訪問入浴サービス	訪問入浴車により、家庭に訪問し、入浴の介助を行います。	柏崎市社会福祉協議会 アースサポート柏崎	必要(回/月※1)	

※1 受給者証の支給決定日数 と利用日数の関係について(例)

支給決定量	利用日数の考え方			補足説明
	4時間まで	4時間を超え 6時間まで	6時間を超え	
3日/月	0.5日	0.75日	1日	4時間未満の利用なら6日(5時間の利用なら4日)利用可能

※2 利用の内容により実費相当分を負担していただく場合があります。

※3 負担能力に応じた利用者負担となります。

問合せ先: 柏崎市役所福祉課(直通電話/障害相談係 21-2357 障害福祉係 21-2299)